



送付枚数：2枚

「子ども第三の居場所」事業に関する 協定締結式

令和7年5月9日

本市とNPO法人アスイク及び公益財団法人日本財団は、NPO法人アスイクによる「子ども第三の居場所事業」の実施について協定を締結します。

この事業は、さまざまな生きづらさを抱える子ども・家庭が増加していることを背景に、すべての子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的として、家庭や学校以外の場である「子ども第三の居場所」を整備するものです。

NPO法人アスイクが事業の実施主体となり、公益財団法人日本財団から施設整備等の開設経費や運営経費の助成を受けるとともに、本市においては事業の周知や支援を必要とする児童等の紹介に協力することで、困難に直面する子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

記

- 1 日時 令和7年5月19日（月）午前11時～午前11時50分
- 2 場所 多賀城市役所西庁舎3階 第一委員会室
- 3 内容 三者協定の締結式

《問い合わせ》

保健福祉部子ども政策課子ども政策係

☎022-368-1611（直通電話）

子ども第三の居場所 施設イメージ

- 施設概要：学習・交流スペース、キッチン、浴室ほか
- 構造：木造2階建て



外観イメージ



内観イメージ